岩手県岩手郡雫石町長山字北ノ又沢、長山字中ノ又沢、西根字大石沢、西根字金堀沢、西根字南ノ又沢、橋場字龍三山及びヒヤ潟の全部並びに長山字小松倉、西根字南白沢及び番外地の各一部

秋田県鹿角市内国有林米代東部森林管理署三一三一林班、三一三一四林班、三一三一四〇林班及び三一四一林班の全部並びに三一三一七林班から三一三一三〇林班まで、三一三一三三林班及び三一三一五林班から三一三一九林班までの各一部

秋田県鹿角市大沼、長沼及び八幡平字大沼の全部

秋田県仙北市内国有林秋田森林管理署三〇一三林班から三〇一三四林班まで、三〇三三〇林班、三〇三三一林班、三〇三五林班、三〇三六林班、三〇五〇林班及び三〇五一林班の全部並びに三〇三三四林班、三〇三九林班、三〇四〇林班、三〇四八林班、三〇四九林班及び三〇五三林班の各一部

秋田県仙北市田沢湖生保内字黒湯沢、田沢湖田沢字女夫石沢、田沢湖玉川字渋黒沢、字柳沢、字柳沢西及び字柳沢東の全部並びに田沢湖生保内字駒ヶ岳、田沢湖田沢番外地及び田沢湖玉川番外地の各一部

二　区域を表示した図面　（省略）

○環境省告示第十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、十和田八幡平国立公園の次に掲げる集団施設地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年二月二十二日

環境大臣　大塚　珠代

一　名称及び変更後の区域

名称	区域
玉川温泉集団施設地区	秋田県仙北市内国有林秋田森林管理署三〇一三林班及び三〇一四林班の各一部 秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢及び字柳沢東の全部
乳頭温泉郷集団施設地区（旧田沢湖高原集団施設地区）	秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳の一部
網張集団施設地区（旧岩手山麓集団施設地区）	岩手県岩手郡雫石町内国有林盛岡森林管理署七八二林班及び七八三林班の各一部 岩手県岩手郡雫石町長山字小松倉の一部

二　区域を表示した図面　（省略）

○環境省告示第二十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、十和田八幡平国立公園の次に掲げる集団施設地区の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第五条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

次の集団施設地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年二月二十二日

環境大臣　大塚　珠代

名称	区域
蒸ノ湯集団施設地区	秋田県鹿角郡八幡平村地内
藤七温泉集団施設地区	岩手県岩手郡松尾村地内
松三温泉集団施設地区	岩手県岩手郡松尾村地内

二　区域を表示した図面　（省略）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２３号

仙台市宮城野区平成１丁目13番10号　エスポワールＢ棟202

債務者　沢田　航

1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　渡部　雄介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月８日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７号

香川県高松市一宮町641番地６　エム・ビューラーＢ103

債務者　松井由美子

1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　潮　秀隆

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２号

香川県東かがわ市三本松680番地65

債務者　藤川　博文

1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　徳田　陽一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４７５号

福岡県春日市上白水７丁目157番地　ホルトハイムＪＲ博多南504号

債務者　福島　拓治

1　決定年月日時　平成28年２月１日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福井慎一郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３６号

福岡市博多区博多駅東３丁目１番６号

債務者　志方　芳郎

1　決定年月日時　平成28年２月１日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大神　朋子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前11時15分

5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１４号

福岡市南区井尻３丁目31番12号

債務者　渡邉　一丸

1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　瀧本　直

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１５号

福岡市南区井尻３丁目31番12号

債務者　渡邉　久子

1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　瀧本　直

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８７号

福岡県大川市大字三丸891番地３

債務者　宮崎　泰介

1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　富永孝太朗

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午後２時

5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで

福岡地方裁判所柳川支部破産係